

■選定療養費

紹介状をお持ちにならずに来院された方は初診料に加えて、
初診時選定療養費 7,700 円(消費税込み)

当院から他の医療機関へ紹介後も当院での診療を希望された方
再診時選定療養費 3,300 円(消費税込み)

が負担となります。

※消費税法により非課税とされる助産に係るものは非課税です。

※救急搬送の場合及び時間外・休日の救急診療の場合等は除きます。

■長期(180日超)入院の医療費負担

入院期間が通算して180日を超えた方が、その後も入院を継続される場合には、181日目から入院基本料の一部(15%)が健康保険から給付されなくなりますので、その差額分は患者様の自己負担になります。当院では、該当する方には、長期(180日超)入院に係る特別料金として、次のとおりご負担いただきます。

1日につき2,783円(消費税込み)

なお、通算とは、同一病名で他の医療機関に入院されていた期間も含みます。(いったん退院された場合でも、間隔が3か月を超えない限り通算されます。)ただし、入院期間が通算して180日を超えていても、「国が定める一定の状態にある」と認められた方は、対象外となる場合があります。

医療費についてご不明な点や詳細につきましては、医事課へお問い合わせください。